

1 子ども条例に基づく施策の実施状況

(1) 条例に基づく令和3年度の取組

子ども条例は、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざして、子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むことを定めた条例です。

条例の施行から10年が経過し、その間さまざまな取組を実施してきたものの、新型コロナウイルス感染症の影響など、子ども・子育て家庭をとりまく社会環境等の変化により、児童虐待やいじめなど以前から存在した子どもの権利に係る課題が深刻化するとともに、ヤングケアラーなど新たな課題が顕在化しています。

こうした中、子ども自身が権利の主体であることを自覚し、意見を表明できるようになることが大切であることから、これまで進めてきた取組を継続するとともに、子ども条例が施行から10年を迎えることを契機として、子ども自身が子どもの権利を知り、理解できるような取組を進めました。また、コロナ禍では弱い立場にある人ほど強い影響を受けやすいことから、子どもがどのような影響を受けているのかを把握するため、子どもの意見や思いについてのアンケート調査を実施しました。

①第11条に基づく施策の基本となる事項の取組

条例第11条では、県の施策の基本となる4つの事項を第1号から第4号に定めています。各号の内容と子ども・福祉部を中心とした主な取組を次のとおり整理するとともに、各部局での取組を別表にまとめました。

<1号：子どもの権利について学ぶ機会の提供等>

子どもが、自身の権利について学び、侵害されたときに声をあげることは、子どもの権利を守ることに繋がります。また、子どもの権利が守られるためには、子どもが権利を有する一人の独立した人格であるということを大人も理解することが必要です。

引き続き、子どもの権利について子どもも大人も学ぶことができるように進めていきます。

【令和3年度の主な取組】

◎子ども条例10周年の取組（子ども・福祉部 少子化対策課）

子ども条例が施行から10周年を迎えるのを機に、子ども自身が子どもの権利について学ぶ機会を提供する取組として、「子どもの権利ワークシート」および「デジタル絵本」を作成し、小学校等に配布しました。小学校で活用されたワークシートには、「自分にも権利があることがわかった」、「友達にも権利があることがわかった」などの記載があり、子どもも権利の主体であることの理解が進みました。引き続き、子ども自身が権利の主体であることを自覚し、意見を表明できるよう取り組むことが必要です。

◎「子どもの権利ノート」の配付（子ども・福祉部 子育て支援課）

児童養護施設に入所することになった子どもは、どのような生活を送ることになる

のか、自分の意見を言ってもいいのか、いじめや体罰はないのかなど、施設での生活に不安を抱いています。そこで、新しく児童養護施設に入所する子どもに対して、施設での生活がどのようなものかを知り、一人ひとりが守られる存在であることを知ることができるように「子どもの権利ノート」を配付しました。また、里親等に委託される子ども向けの「子どもの権利ノート」を令和3年度に新たに作成・配布しました。

「子どもの権利ノート」では施設等での生活や決まり、自分の持つ権利について記載されているほか、話し合ったこと、相談したことが書き加えられるようになっています。(令和3年度の配付人数 146人)

また、施設等での生活で権利侵害等があったときに、自由に意見が言えるようにするために「子どもの権利擁護手紙」を配付しています。

<2号：子どもが意見表明する機会の設定等>

子どもが持っているさまざまな思いや意見を表すこと、表した思いなどが尊重されることは子どもの大切な権利です。意見表明の機会を積極的に設けることで、子どもの社会参加が促されることにつながります。

引き続き、子どもが意見を表明する機会を設定するとともに、表明された意見を尊重し、県の事業に反映するように進めていきます。

【令和3年度の主な取組】

◎児童相談所におけるアドボカシー（子ども・福祉部 子育て支援課）

平成30年度から、児童相談所職員を対象にアドボカシー^{*}の研修を進めており、一時保護所においてはアドボカシーの考え方を取り入れて子どもとの面談を行っています。また、令和元年度からは児童養護施設等職員を研修対象に加えるとともに、里親研修にアドボカシーに関する内容を加えて研修しています。

令和2年度からは、県内関係者にアドボカシーの考え方が広がり、地域においてアドボカシーの取組が進むよう、市町職員等を対象に研修を実施しています。

※アドボカシー：子どもや障がい者など、自分の意見を伝えるのが困難な人に代わりその意見を代弁し権利を擁護すること。

◎キッズ・モニターアンケートの実施（子ども・福祉部 子ども・福祉総務課）

県のさまざまな施策について、子どもの意見を集めるために、平成21年度からインターネットを使ってアンケートに答えていただく「キッズ・モニター」を募集・登録しています。令和4年3月末現在で、県内に在住または在学している小学校4年生から高校3年生までの方560名に登録いただいています。

令和3年度は「これからの公園について」、「食の安全・安心について」など多岐にわたる6つの項目についてアンケートに答えていただき、施策実施にあたっての参考としています。

「コロナ禍における子どもの生活と子どもの権利について」と題したアンケートでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、子どもがどのような影響を受けたのかを把握するため、「生活への影響」、「不安に感じることや不満に思うこと」、「周り

の大人や学校、社会に対して望むこと」について質問したところ、216人から回答があり、学習の遅れや受験への影響を心配する声のほか、行事等の中止による体験機会の喪失を訴える声が数多くあったことから、子どもの居場所を拠点とした学習支援や、体験機会の充実などに取り組むことが必要です。

なお、子ども条例に関する設問では、条例の認知度が55.1%となり、前年度(36.4%)から大きく上昇しています。

<3号：子どもが主体的に取り組むさまざまな活動の支援>

子どもが自ら考える力や、思いや夢を実現していく力を身につけ、その力を発揮して成長していくことは、子どもの「育つ権利」を実現することにつながります。

引き続き、子どもが主体的に取り組むさまざまな活動を支援していきます。

【令和3年度の主な取組】

◎みえの子ども「夢☆実☆現」応援プロジェクト（子ども・福祉部 少子化対策課）

「自分の得意としている分野を極めたい」、「地域社会に貢献できる活動をしてみたい」などといった子どもの創意あふれる熱い思いをもとに、夢の実現に向けて子ども自身が考え工夫しながら実施する活動について、「みえ次世代育成応援ネットワーク」に加入する県内企業などと支援を行いました。令和3年度は5組の子どもが夢の実現に向けて取り組み、オンラインで実践報告会を開催しました。

◎高校生フェスティバル（教育委員会事務局 高校教育課）

日ごろの学習や文化活動の成果を発表する「高校生フェスティバル」を実施し、高校生約1,800人が参加しました。この中では吹奏楽等の舞台発表や写真、書道、美術・工芸、特別支援学校の生徒作品の展示を行う「みえ高文祭」、専門学科、総合学科、特別支援学校に学ぶ生徒の作品の展示を行う「三重県立高等学校産業教育フェア」、定時制・通信制に学ぶ生徒の代表が生活体験を発表する「三重県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会」などを行いました。

例年会場としている三重県総合文化センターに加え、子どもの学びや活動の成果を少しでも多くの方にご覧いただけるよう、一部のイベントをショッピングセンターで開催するとともに、総合文化センターでの発表の様子などをリモートで参加高等学校へ中継するなどしました。

<4号：子どもの育ちを支える人材育成、環境整備>

地域の中で子どもの育ちを支える人材の育成を行うこと、地域において子どもの育ちを支える活動が促進されるよう環境整備を行うことが必要です。

引き続き、人材育成や子どもに関わる団体等の活動を促進していきます。

また、条例第12条では、県が子どものための相談窓口を設置することを規定しており、各部局において多くの相談窓口を設けて子どもの悩みなどに対応しています。

これらの取組については、子どもの育ちを支える環境整備として、条例第11条第4号に含めて整理しています。

【令和3年度の主な取組】

◎みえ次世代育成応援ネットワークと連携した活動（子ども・福祉部 少子化対策課）
「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、「みえの子ども応援プロジェクト」の取組である「ありがとうの一行詩コンクール」を実施するとともに、県民（住民、企業・団体）が主体的に子育て支援活動に関わる機会の創出につながるよう、企業と子育て支援団体とのマッチングの試行や、オンラインによるネットワークの会員交流会を実施しました。ネットワーク会員企業・団体等が子育て支援に主体的に関わる機会を創出し、多くの県民（住民、企業・団体）との連携や協働が進むことで、「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくり」を推進していきます。

◎家庭教育応援の取組（子ども・福祉部 少子化対策課）

コロナ禍においてWeb上で子育てのヒントを学ぶことができるように、「家庭教育応援Web講座」を新たに37講座公開しました。保護者のつながりを築き、孤立を防ぐことを目的とした「みえの親スマイルワーク」については、取組の性質上対面で実施する必要があり、コロナ禍で新規実施市町は5市町にとどまりましたが、各地域において取組が広がるよう、市町職員向けに「みえの親スマイルワーク進め方講座」を2市において実施しました。支援を必要としている家庭ほど支援が届きにくいという実態をふまえ、今後の家庭教育応援のあり方も含め、効果的な取組等を検討する必要があります。

②第12条に基づく子どもからの相談への対応の取組

条例第12条では、県が子どものための相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応することを定めており、この規定に基づいて「こどもほっとダイヤル」（電話相談窓口）を設置しています。

そのほか、県教育委員会ではいじめを対象にした「いじめ相談電話」やSNSを活用した相談、体罰に関する電話相談、教育相談などを、県警察本部では「少年相談110番」を設置しており、定期的に関係機関が集まる連絡会議を開催するなどして連携を図っています。

【令和3年度の主な取組】

◎子ども専用相談電話の運営（子ども・福祉部 少子化対策課）

子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整えながら、子どもが自らの力で解決していくことができるように支えました。虐待やいじめなど、子ども自身の力だけでは解決できないような問題については、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しています。

相談電話には、大人に意見を聴いてもらえなかったり、大人の都合で自分のことが決められてしまったりすることに、つらい思いや不安な気持ちを抱えた子どもからの電話が数多く寄せられています。また、子ども自身が子どもの権利について学んでいないために、権利を侵害されていても相談につながりにくいといった問題も浮かび上

がっています。引き続き、相談電話に寄せられた子どもの声を受け止め、支えていくとともに、子どもの権利について子ども自身が知り、学ぶ機会の提供や相談窓口の周知などに取り組むことが必要です。

- ・フリーダイヤル
- ・相談時間：年末年始を除く毎日13：00～21：00
- ・相談件数：1,026件（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

③第13条に基づく県民の関心および理解の向上や県民の活動促進のための広報および啓発の取組

条例第13条では、子どもの育ちについて県民の皆さんの関心や理解を深め、子どもの育ちを見守り支える活動を促進するために、必要な広報および啓発を行うことを定めています。

e-モニターアンケートの結果では、子ども条例について「名前も内容も知っている」、「名前だけは知っている」と回答した方は37.0%でした。引き続き、理解が一層広がるよう広報・啓発していくことが必要です。

【令和3年度の主な取組】

- ◎「三重県子ども条例」推進・啓発等の実施（子ども・福祉部 少子化対策課）【再掲（第11条第1号の取組）】

④第14条に基づく子どもの生活実態や意識に関する調査・公表の取組

条例第14条では、子どもの生活に関する意識、実態等について必要な調査を行うとともに、県の施策の実施状況について評価し、報告をまとめ、その結果を公表することを定めています。まとめた報告は施策への反映に努めることとしており、こうした一連の取組を通じて、より子どもの実態に沿った必要な施策となるよう、ブラッシュアップしていくこととしています。

子ども・福祉部では、数年ごとに、子どもの生活に関する意識や実態等に関する調査を実施しています。直近では平成30年度に、小学5年生、中学2年生、高校2年生と、小学生、中学生の保護者、県民を対象に調査を行い、その結果を「みえの子ども白書2019」としてまとめました。

また、令和元年度には、第二期三重県子どもの貧困対策計画および第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画の策定にあたり「三重県子どもの生活実態調査アンケート」を実施しており、これら子ども・福祉部で実施している調査のほか、毎年度実施している「みえ県民意識調査」の結果なども加えて、子どもの生活実態や意識の把握を行っているところです。

令和元年度には、これらの調査結果をふまえた上で「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざすべき社会像と位置づけた「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、令和2年度以降は同プランに沿った取組を進めています。

(2) 令和4年度の主な取組

コロナ禍により、子どもがさまざまなことを体験する機会や家族以外の人と触れ合う機会が減っています。令和4年度は、県民が主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出するとともに、子どもの居場所づくりや体験機会の創出に取り組みます。

①みえ次世代育成応援ネットワークと連携した活動

「みえ次世代育成応援ネットワーク」において、子どもの育ちや子育て家庭を応援しようとする会員企業や団体の活動を、相互に支援できるようなマッチングの仕組みの構築に向けて検討を進めています。例えば、子どもの社会体験の機会を創りたい団体と、その機会を提供することができる企業をマッチングし、団体にとっては活動の充実に、企業にとってはCSR活動による企業イメージの向上などにより、関わった双方がメリットを受けられるような仕組みとします。

②子どもの居場所づくり

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、支援が必要な子どもや貧困家庭への社会的関心が高まる中、地域で子どもを支えていきたいという思いのある企業や民間団体等と連携し、県内各地に子どもや保護者が気兼ねなく集うことができ、食事の提供や学習支援、孤立の解消などのさまざまな支援機能を持つ居場所づくりを進めます。また、子どもの居場所において、新たに始める学習支援や“体験の貧困”を解消する体験機会の提供などの活動に対する支援を行います。